

省令案及び指針案に対する意見募集（パブリックコメント）に寄せられた
御意見について
（平成26年6月9日から7月8日まで実施）

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」について

○意見数 27件

○主な意見

「相談窓口」関係

- ・ 契約を更新する際にも文書の交付等により明示する義務があることを周知すべき。
- ・ 事業主は、本件省令案施行時において既に雇われている短時間労働者に対して相談窓口を周知しなければならないこととすべき。

「通勤手当」関係

- ・ （今後、）努力義務ではなく、事業主の義務として、通勤手当が全額支払われるよう、法律や省令を改正すべき。

「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針の一部改正案」について

○意見数 17件

○主な意見

「親族の葬儀等による解雇等」関係

- ・ 「忌引休暇制度」等がある事業所においては、正職員と同様に短時間労働者も忌引休暇が取得できるよう、均等待遇の観点からも、指針に明記すべき。

「説明を求めたことによる不利益取扱い」関係

- ・ 規定の際は、趣旨が明確になるような記述とすべき。